

不燃・大型ごみを出す日

◇資源ごみ

3日(第1火曜日)

◇小型プラスチックごみ

10日(第2火曜日)

31日(第5火曜日)

◇燃えないごみ

17日(第3火曜日)

◇燃えない大型ごみ

24日(第4火曜日)

☆ライターは中身を使い切り、ガスを抜いてから燃えないごみとして出してください。

☆ペットボトルは市内に設置している回収箱をご利用ください。

御坊広域清掃センター「直接持込」

◇平日

8:00~11:45

12:45~16:00

◇休日【5月15日(日)】

8:00~11:30

平日・休日とも搬入許可申請書が必要です。

入手方法

・HP (御坊広域行政事務組合、市役所)

・窓口 (御坊広域清掃センター、市役所)

家電リサイクル法対象品目の処理について

「家電リサイクル法」により、家電リサイクル法対象品目(テレビ、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン(室外機も含む。))はごみとして出せません。購入したお店、もしくは、家電量販店で引き取ってもらう(リサイクル料金、収集運搬料金が必要)、又は、郵便局でリサイクル券を購入し、指定引取場所へ自己搬入してください。不明な点等ございましたら環境衛生課までお問い合わせください。

環境衛生課

☎0738-23-5506

後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ

令和4年6月1日、令和5年2月28日

実施期間

令和4年6月1日、令和5年2月28日

自己負担

無料

持ち物

保険証、受診券、受診票・問診票

実施場所

受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

令和4年度歯科健康診査のご案内

歯と口の健康チェックのため、歯科健康診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします。

（受診券発行の申し込みをする必要はありません。）

検査項目

問診、口腔診断(歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜炎の異常)、口腔機能検査、眼底検査

能検査(噛む能力・舌機能・嚥下(飲み込み)機能)

令和4年6月1日、令和5年2月28日

自己負担

無料

持ち物

保険証、受診券、受診票・問診票

実施場所

受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

☎073・428・6688

御坊市文化協会 御坊まちかどミュージアム

白玄会

4月28日(木)~5月26日(木)

紀陽銀行御坊支店 南側ショーウィンドー

御坊市第3子以降子育て応援(学校給食費助成等)事業

義務教育諸学校に就学する児童から18歳までの児童を3人以上養育する保護者の子育てを支援するため、学校給食費等の助成を実施します。

次の3つの条件を満たしている児童の保護者

- ①3人以上の対象児童(満18歳に達する日以降の最初の4月1日を迎えるまでの間にある児童)の保護者であること
- ②保護者及び対象児童が、市内に住居登録をしていること
- ③対象児童のうち第3子以降が、義務教育諸学校(小学校・中学校)に在籍している児童であること

※就学援助費(学校給食費)、特別支援学校の就学奨励費(学校給食費(100%の支弁))、生活保護などを

受給している場合は対象外です。

助成基準額 年額4万円

※対象となる期間が1年に満たない場合は、日数に応じた金額となります。

助成方法

御坊市立給食センターの学校給食を利用していただいている場合は、対象期間中の学校給食費の実費分を代理納付により支給します。

※基準額に満たない場合は、その差額を別途支給します。

御坊市立給食センターの学校給食を利用していない場合は、年間の基準額に基づき支給します。

申請に必要なもの

・申請者(保護者)名義の預金通帳またはキャッシュカードのコピー

※申請は毎年必要です。

申請受付 5月9日(月)

申・問 社会福祉課

☎0738・52・5033